

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第15期（2021年4月1日～2022年3月31日）

- ① 業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況の概要
- ② 連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

特種東海製紙株式会社

法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役・使用人及び当社子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号、第100条第1項第5号ニ)
 - ① 当社は、取締役・使用人及び当社子会社の取締役等・使用人が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海製紙グループ企業行動規範」を定める。
 - ② 当社及び当社子会社の取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海製紙グループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
 - ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。さらに当社及び当社子会社の役職員がコンプライアンス委員会に直接通報することができるグループ内部通報制度を整備する。
 - ④ これらの推進については、総務担当部門において実施する。また、当社社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部統制・監査部門を設置し、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施し、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

- (2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会の議事録、決裁申請書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

- (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第1項第2号、第100条第1項第5号ロ)
 - ① 当社は、「特種東海製紙グループ リスク管理規程」に基づき、常勤取締役をメンバーとしたリスク管理委員会が当社及び当社子会社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総括的に管理するとともに、リスクカテゴリー毎の管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示により当社及び当社子会社における担当部門が行う。

- ② リスクカテゴリー毎の責任者（部署）は、該当リスクの分析・評価・マネジメントを実施し、その評価とリスクマネジメントシステムに関する是正・改善等を行う。リスク管理委員会はそれについてレビューを実施し、結果を取締役に報告する。
 - ③ 内部統制・監査室は、当社及び当社子会社の事業活動上のリスク対応と管理の有効性を確保するため、リスクマネジメント体制の構築・運用状況について評価を行うこととする。
 - ④ 大地震などの突発的なリスクの発生による緊急事態において、会社がリスク管理体制を整えて全社的な速やかな対応を必要とする場合には、「特種東海製紙グループ リスク管理規程」に基づき当社社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとり、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (4) 当社及び当社子会社取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号、第100条第1項第5号ハ)
- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
 - ② 取締役会において財務部門、各事業本部の所管取締役等が経営実績を報告すると共に子会社各社の経営状況の報告を行う。また、「経営課題検討会議」を原則3ヵ月に1回開催し、協議を要する取締役会決議事項や重要な投資案件など重要な経営課題に関する協議を行う。さらに、常務執行役員以上が出席し経営上の重要課題を審議する「常務会」を原則月2回開催し、執行役員が出席し経営課題等について情報の共有化を図る「執行役員連絡会」を原則毎週1回開催する。
 - ③ 当社は社外取締役・社外監査役と経営陣との意思疎通を促進し、ガバナンスや経営戦略等幅広い意見交換を行うため常務会メンバー及び社外取締役・社外監査役のミーティングを年2回開催する。
 - ④ 当社及び当社子会社は、3事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定する。その計画達成に向け、当社各部門及び子会社各社は、計数管理と施策の進捗を管理する。また、期末には当社取締役・執行役員による年間計画の結果報告と次期方針の検討会を開催する。
- (5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- ① 当社及び当社子会社共通の「特種東海製紙グループ行動規範」を定め、当社及び当社子会社の取締役・使用人一体となった遵法意識の醸成を図る。
 - ② 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。

- ③ 内部統制・監査部門は、当社及び当社子会社を対象とした内部監査を通じて、内部統制システム及び事務規律の状況を把握・評価する。また、財務報告の信頼性を確保するために、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスについて、「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき文書化し、その内容について評価・改善を実施することとする。
- (6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)
- ① 当社が定める「グループ会社管理規程」において、定期的又は重要度に応じ、都度の報告を義務付けており、必要に応じて当社社長もしくは取締役会での報告を定めている。
- ② グループ会社管理規程では当社及び当社子会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について定期的又は都度報告することを定めている。
- ③ 毎月開催している当社取締役会では当社取締役等が所管する子会社各社の経営状況について報告する。
- ④ また、子会社各社社長は期初に開催する「グループ会社方針計画報告会」で自社の経営方針等について報告するとともに、期中に1度開催する「グループ会社実績報告会」では経営実績と経営方針の進捗等を報告する。
- ⑤ さらに、当社社長に対して子会社幹部が年1回ミーティングを行い経営計画・施策・課題、安全衛生等について報告を行う。
- (7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人及びその使用人の取締役からの独立性並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第100条第3項第2号、第100条第3項第3号)
- ① 当社は、監査役職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ② 当該使用人が監査役の指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 当該使用人の人事異動は、取締役会の同意を得なければならないものとする。

- (8) 当社取締役・使用人及び当社子会社の取締役・監査役等・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号イ、第100条第3項第4号ロ)

- ① 当社及び当社子会社の役職員は、法令等の違反行為などにより当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
- ② 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な決裁申請書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。
- ③ グループ内部通報制度は当社のコンプライアンス委員会を通報窓口としており、当該委員会には当社監査役もコンプライアンス委員として構成することから、監査役はタイムリーに通報状況を掌握することが可能となる。

- (9) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、監査役へ報告した者に対し、通報したことを理由として当該取締役及び使用人に対して解任、解雇その他いかなる不利益な取扱いも禁止し、不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことを定めている。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第7号)

- ① 当社社長と監査役は定期的に会議を開催し、当社社長の経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、不当な要求に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶し、法的手段によりこれを解決する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制としては、総務担当部門を対応部署とし、日頃より警察、弁護士等の外部の専門機関との連絡を密にし、有事には総務担当部門が中心となって外部の専門機関と連携しながら対応する。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務の執行について

当社は、取締役会規程において取締役会を毎月1回開催することを原則とし、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに取締役及び使用人の職務執行の監督を行っている。また、独立社外取締役を2名選任し、専門的な見地からの意見を反映させるなど業務執行の監督機能を強化している。なお、当社は当事業年度において取締役会を12回開催している。取締役会議事録その他取締役の職務の執行に関する重要な書類・資料については、適切に作成・保存・管理を行っている。

②リスクマネジメント体制に関する取り組み状況

当社は、当社及び当社子会社に発生し得るリスクの防止に係る管理体制の整備と発生したリスクへの対応等を「特種東海製紙グループリスク管理規程」に定め、「リスク管理委員会」を年1回開催し、リスクの抽出、確認、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っている。その他、災害時の様々な状況を想定した全社的な訓練を行い、また、緊急連絡網の整備や安否確認システムのテスト等を実施している。

③コンプライアンスに対する取り組み状況

当社は、コンプライアンスに対する意識向上を目的とした研修を適宜開催している。また、当社及び当社子会社を対象とした内部通報制度に基づき、コンプライアンス委員会及び第三者機関を通報窓口とするコンプライアンスホットラインを整備し、イントラネットや社内報を通じ従業員への周知を図っている。

④内部監査に関する運用状況

当社は、業務執行の適正性等を監査するため、社長直轄の内部統制・監査室を設置している。内部統制・監査室は、年間の監査計画に基づき当社及び当社子会社の業務執行の適正性・妥当性・効率性について監査し、評価と提言を行っている。また、内部監査結果は、社長及び監査役に報告するとともに、取締役会においても報告している。

⑤監査役の職務の執行について

当社監査役は、監査計画に従い、当社及び当社子会社の重要な会議への出席や決裁書類をはじめとした各種書類の閲覧及びヒアリングを行い、内部統制・監査室と連携し、効率的な監査を行っている。具体的には、取締役会に出席して必要に応じて発言するとともに、重要な決裁書類等を閲覧して取締役や使用人に説明を求め、是正が必要な場合には助言を行っている。

⑥グループ管理体制

当社は「グループ会社管理規程」を定め、当社子会社が整備すべき管理体制及び遵守すべき事項並びに当社子会社の管理に関する主要な事項について、各子会社に周知し、グループ管理体制を構築している。また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を定期的に報告させ、当社子会社における業務執行状況、リスク管理状況を把握、管理している。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	11,485	11,030	52,476	△5,000	69,991
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,671		△1,671
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,251		5,251
自己株式の取得				△4,001	△4,001
自己株式の処分		△8		40	32
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△100			△100
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	△108	3,580	△3,961	△488
当 期 末 残 高	11,485	10,922	56,056	△8,961	69,502

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に 係る調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	3,474	△37	3,436	176	6,681	80,286
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,671
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,251
自己株式の取得						△4,001
自己株式の処分						32
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動						△100
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△837	27	△809	△12	△412	△1,234
当期変動額合計	△837	27	△809	△12	△412	△1,723
当 期 末 残 高	2,636	△10	2,626	164	6,268	78,562

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……………11社

会社の名称……………(株)特種東海フォレスト、新東海ロジスティクス(株)、(株)レックス、(株)ライフ、特種東海エコロジー(株)、特種東海マテリアルズ(株)、静岡ロジスティクス(株)、(株)TTトレーディング、新東海製紙(株)、(株)駿河サービス工業、十山(株)

(2) 非連結子会社の数……………1社

会社の名称……………(株)モルディア

上記の非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数…2社

会社の名称……………大一コンテナ(株)、日本東海インダストリアルペーパーサプライ(株)

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の数及び適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社1社（(株)モルディア）及び関連会社3社（(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(有)渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、(株)駿河サービス工業の決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した連結子会社間の重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動式等以外のもの……………平均法により算定）

市場価格のない株……………移動平均法による原価法
式等

- ② デリバティブ……………時価法
- ③ 棚卸資産……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	6～50年
機械装置及び運搬具	3～22年

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……………一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

環境対策引当金……………当社及び一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、均等補正した給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a ヘッジ手段

為替予約取引

ヘッジ対象

1年以内に決済が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務

b ヘッジ手段

金利スワップ

ヘッジ対象

借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

当社及び一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

産業素材事業、特殊素材事業、生活商品事業において、紙類の製造・加工・販売等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務とし、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

産業素材事業で紙類の製造に使用していた発電設備の一部を転用して事業を行っている売電契約につきましては電力受給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

環境関連事業においては、サーマルリサイクル燃料の製造・販売および廃棄物の収集、運搬、処理等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給すること、廃棄物の収集等の役務を顧客に提供することを履行義務としており、原則として製品の納入時点、役務の提供時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。

また社有林管理業務を請負っている株式会社特種東海フォレストが事業を行っている建築土木工事契約につきましては、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることが出来ると判断し、進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。上記にかかわらず、契約における取引開始日から履行義務を完全に充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、履行義務を完全に充足した時点で収益を認識しております。

以上に関して、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定期的に償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を売上高から控除しております。また、進捗部分について成果の確実性が認められる工事について、従来は工事進行基準を適用しておりましたが、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高及び販売費及び一般管理費はそれぞれ54百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	593百万円
繰延税金負債	516百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

特殊素材事業セグメントに属する三島工場第二製造部加工は、継続して営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候が認められます。このため、減損損失を認識するかどうかの判定が行われ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額（72百万円）を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、三島工場第二製造部加工の固定資産の回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・イン・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

また、当該判定に用いられた割引前将来キャッシュ・フローは中期経営計画を基礎としており、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等により需要が大幅に減少している中で、高級印刷用紙等の特殊印刷用紙及び特殊機能紙の販売が重要な割合を占めますが、その販売数量の見込み等は経営環境の変化の影響を受けるため、判断には不確実性が伴い、その判断が割引前キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	4,481	(4,481) 百万円
機械装置及び運搬具	17,407	(17,407)
土地	2,178	(1,678)
計	24,067	(23,567)

() の金額（内数）は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

短期借入金	262	(-) 百万円
1年内返済予定の長期借入金	206	(110)
長期借入金	2,792	(2,350)
計	3,260	(2,460)

() の金額（内数）は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 174,592百万円

3. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。

富士製紙協同組合 249百万円

連結損益計算書に関する注記

減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額	表示科目
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物、機械装置、有形固定資産 「その他」	72百万円	減損損失

当社グループは、主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

三島工場第二製造部加工は、継続して営業損益がマイナスとなる見込みとなっており、減損の兆候が認められたため当連結会計年度において減損損失を認識するかどうかの判定が行われ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、中期経営計画を基礎としております。その内訳は、建物10百万円、機械装置58百万円、有形固定資産「その他」3百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	14,900,000	—	—	14,900,000
合計	14,900,000	—	—	14,900,000
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	1,534,775	1,113,403	12,454	2,635,724
合計	1,534,775	1,113,403	12,454	2,635,724

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1,113,403株は、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による増加1,098,800株、市場買付による増加14,500株、単元未満株式の買取りによる増加103株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少12,454株は、ストック・オプションの行使による減少12,400株及び単元未満株式の売渡しによる減少54株であります。

2. 新株予約権等に関する事項

決議日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2010年7月23日	普通株式	1,000株
2011年7月15日	普通株式	2,400株
2012年7月17日	普通株式	2,700株
2013年7月18日	普通株式	2,400株
2014年7月15日	普通株式	4,800株
2015年8月12日	普通株式	4,000株
2016年7月22日	普通株式	6,100株
2017年7月25日	普通株式	5,200株
2018年7月24日	普通株式	5,400株
2019年7月23日	普通株式	5,800株
2020年7月17日	普通株式	6,700株
2021年7月16日	普通株式	4,900株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年 6月24日 定時株主総会	普通株式	1,002	75.0	2021年 3月31日	2021年 6月25日
2021年 11月12日 取締役会	普通株式	668	50.0	2021年 9月30日	2021年 12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年 6月24日 定時株主総会 (予定)	普通株式	858	利益剰余金	70.0	2022年 3月31日	2022年 6月27日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び銀行等金融機関を引受先とする社債（私募債）発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の短期及び長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額5,515百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円) (※)	時価 (百万円) (※)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	8,423	8,423	—
(2) 社債	(420)	(417)	△2
(3) 長期借入金	(13,758)	(13,671)	△86

(※) 負債に計上されているものについては () で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,423	—	—	8,423

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
社債	—	417	—	417
長期借入金	—	13,671	—	13,671

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規調達、新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。また、1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しており、1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	産業素材 事業	特殊素材 事業	生活商品 事業	環境関連 事業	合計
一時点で移転される 財又はサービス	36,509	20,515	16,674	3,330	77,029
一定の期間にわたり 移転される財又はサ ービス	936	83	—	2,615	3,635
顧客との契約から生 じる収益	37,445	20,598	16,674	5,945	80,664
その他の収益	—	—	—	46	46
外部顧客への売上高	37,445	20,598	16,674	5,992	80,711

(注) 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「4. 会計方針に関する事項(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	23,240百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	24,128
契約資産（期首残高）	1,188
契約資産（期末残高）	2,151
契約負債（期首残高）	136
契約負債（期末残高）	261

(注) 1. 当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、132百万円であります。

2. 過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額は、△15百万円であります。これは、環境関連事業に含まれる建築土木工事契約において工事原価総額の見積額の変更に伴い履行義務の充足に係る進捗度に見直しが生じたことによるものです。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、2022年3月31日時点で1,625百万円であります。当該履行義務は、環境関連事業に含まれる建築土木工事契約に関するものであり、期末日後1年以内に約73%、残り約27%はその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	5,881円27銭
2. 1株当たり当期純利益	396円08銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	394円52銭

重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の売却)

当社は、より一層の政策保有株式の縮減を図るため、保有する投資有価証券（上場有価証券2銘柄）について2022年度中の売却を予定しております。これに伴い、2023年3月期連結会計期間において一定の投資有価証券売却益が計上される見込みですが、業績への影響額については現時点では未定です。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余 金 合 計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金					
					固定資産 圧縮積立金	特定災害 防止準備金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	11,485	3,985	34,057	38,042	220	20	12,538	12,779	△5,000	57,306
当 期 変 動 額										
剰余金の配当							△1,671	△1,671		△1,671
当 期 純 利 益							4,664	4,664		4,664
自己株式の取得									△4,001	△4,001
自己株式の処分			△8	△8					40	32
固定資産圧縮 積立金の取崩					△46		46	-		-
特定災害防止 準備金の積立						1	△1	-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△8	△8	△46	1	3,038	2,993	△3,961	△975
当 期 末 残 高	11,485	3,985	34,049	38,034	173	21	15,577	15,772	△8,961	56,330

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	3,442	3,442	176	60,925
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△1,671
当 期 純 利 益				4,664
自己株式の取得				△4,001
自己株式の処分				32
固定資産圧縮 積立金の取崩				-
特定災害防止 準備金の積立				-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△831	△831	△12	△843
当 期 変 動 額 合 計	△831	△831	△12	△1,819
当 期 末 残 高	2,610	2,610	164	59,106

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に関する事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

②その他有価証券

・市場価格のない株式等……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

機械及び装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法

その他の有形固定資産は定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
----	-------

機械及び装置	5～22年
--------	-------

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で発生時の翌事業年度から定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）で定額法により費用処理しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出等に備えるため、処理見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は産業素材事業、特殊素材事業において、紙類の製造・加工・販売等を行っております。これらについて、契約の定めに基づき主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務とし、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断し、当該履行義務の充足時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また産業素材事業で紙類の製造に使用していた発電設備の一部を転用して事業を行っている売電契約につきましては電力供給契約に基づき、毎月の顧客への電力供給に応じて徐々に履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

以上に関して、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。また取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

5. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - a ヘッジ手段
為替予約取引
ヘッジ対象
1年以内に購入が予定されている外貨建輸出入取引及び外貨建金銭債権債務
 - b ヘッジ手段
金利スワップ
ヘッジ対象
借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
当社は、内規に基づき、外貨建金銭債務等に係る為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
当社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を売上高から控除しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

この結果、当事業年度の売上高及び販売費及び一般管理費はそれぞれ7百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債	311百万円
--------	--------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

特殊素材事業セグメントに属する三島工場第二製造部加工は、継続して営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候が認められます。このため、減損損失を認識するかどうかの判定が行われ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額(72百万円)を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。なお、三島工場第二製造部加工の固定資産の回収可能価額は使用価値により測定し、将来キャッシュ・イン・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として評価しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識します。

また、当該判定に用いられた割引前将来キャッシュ・フローは中期経営計画を基礎としており、デジタル化の進展や競合品との比較優位性の低下等により需要が大幅に減少している中で、高級印刷用紙等の特殊印刷用紙及び特殊機能紙の販売が重要な割合を占めますが、その販売数量の見込み等は経営環境の変化の影響を受けるため、判断には不確実性が伴い、その判断が割引前キャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	52,419百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示されたものを除く）	
短期金銭債権	4,222百万円
短期金銭債務	1,457

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	10,174百万円
仕入高	1,888
営業取引以外の取引による取引高	2,470

2. 減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額	表示科目
静岡県駿東郡長泉町 (三島工場第二製造部加工)	紙製造設備	建物、機械及び装置、工具、器具 及び備品	72百万円	減損損失

当社は主として管理会計上の製品群を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

三島工場第二製造部加工は、継続して営業損益がマイナスとなる見込みとなっており、減損の兆候が認められたため当事業年度において減損損失を認識するかどうかの判定が行われ、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を下回ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。三島工場第二製造部加工は使用価値により測定し、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として評価しております。使用価値の見積りに用いられる将来キャッシュ・フローは、中期経営計画を基礎としております。その内訳は、建物10百万円、機械及び装置58百万円、工具、器具及び備品3百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、経済的残存使用年数内の使用価値により測定しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,635,724株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
未払賞与	129
減損損失	865
退職給付引当金	175
投資有価証券評価損	90
関係会社株式評価損	728
減価償却超過	272
株式報酬費用	49
資産除去債務	61
その他	2,419
繰延税金資産小計	4,792
評価性引当額	△3,850
繰延税金資産合計	941
繰延税金負債との相殺	△941
繰延税金資産純額	—

繰延税金負債	百万円
固定資産圧縮積立金	185
その他有価証券評価差額金	1,039
その他	28
繰延税金負債合計	1,253
繰延税金資産との相殺	△941
繰延税金負債純額	311

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	新東海製紙株式会社	静岡県 島田市	3,135	紙製品等の製造販売	所有 直接 65.0%	紙製品等の販売・ 資金の貸付 役員の兼任	紙製品等の仕入 (注) 1	1,454	買掛金	529
							資金の貸付	5,400	短期貸付金	10,100
							利息の受取 (注) 2	54	未収入金	4
							業務の受託	311	未収入金	28
子会社	株式会社TTトレーディング	東京都中央区	50	紙製品等の販売	所有 直接 100.0%	紙製品等の販売	紙製品等の販売 (注) 1	9,504	売掛金	3,719
子会社	株式会社特種東海フォレスト	静岡県 島田市	100	土木・造園工事	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	400	短期貸付金	1,600
子会社	十山株式会社	静岡県 静岡市	90	社有林の経営、ウイスキーの製造	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	300	短期貸付金	2,200

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 取引価格の算定は、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。

2 貸付金利は、市場金利を勘案して決定しております。

3 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報につきましては、「重要な会計方針に関する事項」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,805円96銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 351円80銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 350円42銭 |

重要な後発事象に関する注記

(投資有価証券の売却)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。